令和８年（フ）第１２５５号
千葉市中央区葛城２丁目14番６号　ヴィラカシータ201号
債務者　平山日菜子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３１３号
千葉県習志野市鷺沼１丁目13番８号　廣瀬方
債務者　鈴木　祐子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３２２号
千葉市中央区末広４丁目１番９号　ｖｉｌｌａ末広Ⅰ―203号
債務者　中郷　里子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３２３号
千葉市若葉区千城台北３丁目10番５号　筒井アパート201号
債務者　梶原　千里
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３３３号
千葉市緑区高津戸町309番地38
債務者　浅村　聡美
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３３６号
千葉県市原市君塚３丁目７番地14　パークハイツ105
債務者　内野　栄子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３４５号
千葉県船橋市夏見３丁目24番28号　レーベンハイム105号
債務者　市原　洋子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３６２号
千葉県船橋市習志野２丁目１番８号　マリーナＢ202号
債務者　関戸　麗子
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３７８号
千葉県船橋市習志野台４丁目84番１―102号
債務者　平塚　愛望
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３８８号
千葉県船橋市田喜野井５丁目24番10号　ホワイトルーム205号
債務者　江澤惠美子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５１号
兵庫県たつの市誉田町福田581番地６
債務者　佐々木恒太
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第２４５号
千葉県佐倉市上座1235番地１　サンシティーユーカリが丘201
債務者　塚本富美子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１８８６号
神奈川県高座郡寒川町倉見2458番地７
債務者　山岸　麻美
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８６６号
京都府舞鶴市字伊佐津454番地17
債務者　古田　輝世
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９６７号
京都市南区久世大藪町177番地１　ライオンズマンション桂川久世107号
債務者　岡野　千裕
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０４０号
京都市右京区山ノ内瀬戸畑町19番地２
債務者　平井　芳夫
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係